

利益処分の承認にあたっての基本方針

「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれの要件にも合致する場合に承認する。

- ① 当該事業年度における経営努力により生じたと認められるもの
- ② 法第26条第2項第6号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするものでかつ合理的な使途であると認められるもの

25年度 損益計算書

剰余金の主な内訳

利益処分(案) ※4

経常 収益	自己収入他 ※1 4,343百万円	剰余金 208百万円	経常 費用
	標準運営費交付金 4,121百万円	費用 8,255百万円	
	特定運営費交付金 ※3 367百万円	費用 367百万円	
8,831 百万円		8,622 百万円 ※2	

計画を上回る歳入増及び歳出減への取組による効果	
歳入増	依頼試験による収益 14百万円 機器利用による収益 29百万円 オーダーメイド開発支援による収益 4百万円 受託事業収益(技術審査) 3百万円 財務利益 2百万円 国からの業務受託に係る収益 49百万円 外部研究資金獲得の増加に伴う収益増 3百万円
歳出減	業務部門臨時職員数減 12百万円 システム維持管理経費の見直し 25百万円 保守校正の間隔等調整 53百万円 生活技術開発セクター開設に関する設計、施工管理の内部実施 4百万円 賃借料の削減 2百万円
経営努力認定対象外の剰余金	
	本部建物維持管理費の差額 0百万円

【目的積立金】
経営努力認定額
207百万円

【積立金】
0百万円
(552千円)

※1 自己収入他の内訳

手数料収益	434百万円
使用料収益	189百万円
受講料収益	12百万円
指導事業収益	2百万円
施設費収益	8百万円
受託事業収益	1,092百万円
外部資金導入研究収益	59百万円
科学研究費間接経費収益	3百万円
財務収益	1百万円
雑益	1百万円
資産見返勘定戻入	2,536百万円
計	4,343百万円

※2 経常費用の内訳

業務費	5,344百万円
一般管理費	3,287百万円
雑損	1百万円
計	8,622百万円

※3 特定運営費交付金
特定運営費交付金は、費用が発生する毎に同額を収益計上するため、交付金額と費用は同額になる(=費用進行基準)

※4 利益処分の概要
地方独立行政法人法第40条第3項に基づき、地方独立行政法人は、当該事業年度に剰余金が発生した場合には、設立団体の長の承認を受けて、その額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の剰余金の使途に充てることができる。

(注) 百万円未満を切り捨てしているため
合計が合わない場合がある。

【経営努力認定の考え方】

前提 業務実績評価の評定「S」「A」「B」「C」「D」のうち、「S」「A」「B」がおおむね80%以上

法人は東京都に対し、剰余金の金額と発生要因を報告

年度計画との対比により利益の発生要因を把握

- ① 交付金及び補助金等に基づく収益以外の収益が増加したことによる利益であって、当該利益が経営努力によるものであることを確認。
(会計基準72(参考)4(1))
- ② 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が経営努力によるものであることを確認。
(会計基準72(参考)4(2))
- ③ その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること。
(会計基準72(参考)4(3))